

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和6年9月12日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
東大阪市高井田本通七丁目5番1
（仮称）オーケー高井田店
- 2 法第5条第3項の規定による公告をした日
令和6年4月10日（令和6年大阪府告示第589号）
- 3 意見の概要
 - (1) 東大阪市の意見
 - ア 公害関係法令、大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づく規制基準を遵守すること。
 - イ 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例に基づく、ごみ減量推進に係る事項を遵守すること。
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
 - エ 東大阪市屋外広告物条例に該当する場合は必要な手続を行うこと。
 - オ 大阪府自然環境保全条例に基づく届出を行うこと。
 - カ 東大阪市景観計画に基づき、関係部署と協議の上、届出を行うこと。
 - キ 道路法に基づき、関係部署と協議すること。
 - (2) 東大阪市の区域内に居住する者等の意見
 - ア 車両出入口付近の歩行者及び自転車の安全な通行の確保に留意し、適切な対策を行うこと。
 - イ 車両出入口付近に設置される注意喚起の看板は自動車の運転者の視界の妨げにならないものとし、出庫警報灯は過度な照度でないものであって、警報音が鳴らないものとする。
 - ウ 計画地南西の敷地について、適切に管理し、防犯上の措置及び害獣、悪臭等への対策を講じること。
 - エ 来店車両の経路について、周辺道路の状況をよく把握し、合理的かつ現実的な経路の設定及び当該経路への誘導を行うこと。
 - オ 敷地の西側接道部のゴミ置場について、適切に管理し、害虫等への対策を講ずること。
 - カ 防犯上の観点から、営業時間の終了後は敷地境界を閉鎖すること。
 - キ 法第8条第2項に規定する事項以外の事項に係る意見
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間

令和6年9月12日から同年10月15日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪州市長公室広報広聴室市政情報相談課